

事 務 連 絡

令和 3 年 10 月 11 日

岡山県アスベスト対策協議会関係団体の長 殿

岡山県環境文化部環境管理課長

改正大気汚染防止法（解体等工事に係る事前調査結果の報告等）の周知チラシの送付について

環境保全行政の推進につきましては、平素から御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、石綿に関する規制が大幅に強化された改正大気汚染防止法（以下、「改正大防法」という。）の一部が本年 4 月 1 日に施行されたところですが、令和 4 年 4 月 1 日以降に施行される内容を簡潔にまとめたチラシを作成しましたので、関係者への周知に御活用願います。

記

<改正大防法の概要>

●令和 4 年 4 月 1 日施行

解体等工事に係る事前調査結果の都道府県等への報告の義務化

（報告対象工事）①建築物の解体作業

床面積の合計が80m²以上

②建築物の改造・補修作業、工作物の解体・改造・補修作業

請負代金の合計額が100万円以上

●令和 5 年 10 月 1 日施行

事前調査(建築物の解体・改造・補修に伴うものに限る。)の実施者を資格者等に限定

【連絡先】

岡山県環境文化部環境管理課大気保全班 岸本

TEL : 086-226-7302 (直通)